

【評価基準表】

No.	評価項目	評価事項(評価基準)	重み	上限配点	比重
1 法人概要			0	0	0.0%
2 基本事項			10	50	11.3%
2.1	業務実績	過去3年間の本市又は他都市における活動実績は、事業の目的達成に十分か。	6	30	6.8%
2.2	コスト	事業内容と概算見積りとのバランスが取れているか。	4	20	4.5%
3 実施体制に関する事項			9	45	10.2%
3.1	業務実施体制	業務内容と比較し、実施体制が十分担保されているか	5	25	5.7%
3.2	予定技術者の経歴等	従事予定の技術者は十分な経歴があり、必要な知識・技術を要しているか	4	20	4.5%
4 業務知識に関する事項			10	50	11.3%
4.1	自治体情報システムの標準化・共通化への理解	自治体情報システムの標準化・共通化への理解を十分要しているか	5	25	5.7%
4.2	生活保護業務及び生活保護システムへの理解	生活保護業務及び生活保護システムへの理解を十分要しているか	5	25	5.7%
5 業務内容に関する事項			58	290	65.8%
5.1	自治体情報システムの標準化・共通化準拠システム仕様書分析	提案された仕様書の具体的な分析方法が十分な分析結果が期待できるか	10	50	11.3%
5.2	フィット&ギャップ分析	フィット&ギャップ分析の具体的な実施方法が十分な分析結果が期待できるか	10	50	11.3%
5.3	計画策定(調達に係るスケジュール作成・経費算定、費用対効果の分析、実装しなかった機能の対応等)	フィット&ギャップ分析を踏まえた業務見直し、基本方針策定、移行計画策定等の精度・具体性	10	50	11.3%
5.4	ベンダへの聞き取り及びRFIにより標準準拠システム等に関する調査及び報告書の作成	調査を適切に実施し、その結果を計画に反映させることができるか	5	25	5.7%
5.5	庁内連携の調整業務(他課との情報連携に係る支援等)	庁内連携にあたり具体的な支援内容	5	25	5.7%
5.6	端末機器更新対応	端末機器更新対応の具体的な支援内容	10	50	11.3%
5.7	その他情報収集・提供(国からの最新情報取得・解説、他都市の状況確認・報告等)	情報収集の手法や、想定する具体的な対象規模についてどのように想定し、本業務委託に反映させるか	8	40	9.1%
6 ワークライフバランスに関する取組			4	4	0.9%
6.1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算)	1	1	0.2%
6.2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算)	1	1	0.2%
6.3	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	取得している、または認定されているか。	1	1	0.2%
6.4	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	取得している、または認定されているか。	1	1	0.2%
7 障害者雇用に関する取組			1	1	0.2%
7.1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成しているか(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用しているか(従業員50人未満)	1	1	0.2%
8 健康経営に関する取組			1	1	0.2%
8.1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	取得している、または認証を受けているか。	1	1	0.2%
合計			93	441	100.0%